

あんしん少額短期保険株式会社

糖尿病ほけん（総合医療保険）契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認していただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。支払事由の詳細や制限事項等やご契約の内容に関する事項の詳細については、「普通保険約款・特約」に記載していますのでご確認ください。

商品の特徴としくみ

- ◇ 持病がある方、糖尿病の方、糖尿病や高血糖が気になる方でも加入しやすい医療保険です。
 - ◇ 保険期間は1年間で、ご契約は1年ごとに自動更新されます。
 - ◇ 保険期間中に病気やケガによる治療のために入院された場合、入院日数に関わらず入院一時給付金をお支払いします。
 - ◇ 保険期間中に糖尿病または糖尿病に起因する病気で入院治療された場合、糖尿病入院時支援金をお支払いします。
 - ◇ 保険期間中に糖尿病または糖尿病に起因する当社所定の障がい状態に該当した場合、糖尿病障がい支援金をお支払いします。※
- ※所定の障がい状態については、「契約概要」保障内容、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

保障内容

糖尿病ほけん（正式名称：総合医療保険）※1

総合医療保険（主契約）		
保険金の種類 （特約名）	支払事由 （保険金をお支払いする場合）	支払額
入院一時給付金 （糖尿病患者向 入院一時給付金特約）	被保険者が病気やケガを直接の原因として、その病気またはケガの治療を目的とした入院をした場合※2	5 万円
糖尿病入院時支援金 （糖尿病入院時 支援金特約）	被保険者が糖尿病または糖尿病に起因する病気の治療を直接の目的として入院をした場合※3	5 万円
糖尿病障がい支援金 （糖尿病障がい 支援金特約）	被保険者が糖尿病または糖尿病に起因する病気によって下記に定める障がい状態に該当した場合 ・ 1 手の 1 手指以上を失ったもの ・ 1 足の 1 足指以上を失ったもの ・ 人工透析療法または腎移植を受けたもの	50 万円

※1 主契約に特約が自動的にセットされます。

※2 2 回目以降のお支払いは、直前の入院一時給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて 181 日以降に開始した入院に限ります。

※3 2 回目以降のお支払いは、直前の糖尿病入院時支援金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて 181 日以降に開始した入院に限ります。

◇ 次のいずれかに該当する事由の場合、保険金をお支払いしません。

・ 普通保険約款の保険金をお支払いしない場合に該当する場合

- ・被保険者の正常分娩、正常妊娠（ただし、異常分娩および異常妊娠はお支払いする場合に含みます）
 - ・被保険者の病気を直接の原因としない不妊手術
 - ・被保険者の美容上の処置による入院
 - ・被保険者の治療を主たる目的としない診断のための検査による入院（ただし、医師の指示による糖尿病検査入院および糖尿病教育入院はお支払いする場合に含みます）
 - ・被保険者の介護を主たる目的とする入院
- ※詳しくは、「普通保険約款・特約」をご確認ください。

保険期間

- ◇ 保険期間は契約日から 1 年間です。

引受条件について

- ◇ 申込日時点で満 40 歳から満 74 歳までの方がお申込みいただけます。ただし、申込日の属する月の翌月 1 日時点の年齢が 75 歳になる方はお申込みいただけません。

保険料および保険料払込みについて

- ◇ 保険料は契約日時点の満年齢で決まります。申込日の属する月の翌月 1 日が契約日となります。またご契約は 1 年ごとに自動更新されます。ご契約の更新後は、更新日における年齢の保険料が適用されます。保険料は当社ホームページでご確認ください。
- ◇ 保険料の払込方式は月払いとなり、保険料の払込期間は保険期間と同じです。
- ◇ 保険料払込方法は、クレジットカード払いとなります。当社はクレジットカードの有効性が確認できた時に保険料の払込みがあったものと

みなします。

- ◇ 保険期間中に当社の収支状況が悪化し、保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

配当金等について

- ◇ この保険には満期保険金および契約者配当金はありません。

解約返戻金について

- ◇ この保険には解約返戻金はありません。解約をご希望の場合は、当社にお申し出ください。

あんしん少額短期保険株式会社

糖尿病ほけん（総合医療保険）・注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して特に注意していただきたい事項や、お客さまにとって不利益となる事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。ご契約の内容に関する事項については、「普通保険約款・特約」にも記載していますので、あわせてご確認ください。

クーリング・オフ

◇ ご契約の申込日から、その日を含めて 20 日以内に以下の手続きによりお申込みの撤回・ご契約の解除（以下、クーリング・オフという）をすることができます。

1. お問い合わせフォームによる方法

ホームページのお問い合わせフォームからお申し出いただければ、クーリング・オフをしていただけます。保険契約者がお問い合わせフォームに以下の記載事項を入力のうえ送信してください。クーリング・オフはお問い合わせフォームから保険契約者がお申し出を送信した時に効力を生じます。

お問い合わせフォームは[こちらから](#)

2. 書面による方法

保険契約者が以下の記載事項を書面に記載のうえ、封書で以下送付先にご郵送ください。クーリング・オフは書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

書類によるお申し出の場合は、以下の宛先に書面をご郵送ください。

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-7

東通ビル 8 階

あんしん少額短期保険株式会社 業務部

■記載事項

- ・クリーニング・オフをする旨

- ・申込番号と保険種類

保険契約申込受付の通知メールをご確認ください。

複数の保険種類をお申込みされている場合には、必ずクリーニング・オフを希望する保険種類を記載してください。

- ・被保険者名

保険契約者と同一の場合は記載不要です。

- ・保険契約者の住所、電話番号、氏名（書面の場合は自署）

告知義務等の内容

告知義務について

- ◇ 保険契約者や被保険者には健康状態等について告知をする義務（告知義務）があります。保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件に加入すると、保険料の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態等、告知を入力いただく画面で当社がおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなく告知してください。
- ◇ 告知受領権は当社が有しています。募集代理店には告知を受ける権限がないため、募集代理店に口頭でお話されても告知したことにはなり

ませんのでご注意ください。

- ◇ 当社の社員または当社の委託を受けた者が、ご契約のお申込みの際やご契約承諾後、または保険金の請求の際に、申込内容、告知内容、保険金の請求内容等について、確認させていただくことがあります。

正しく告知いただけない場合

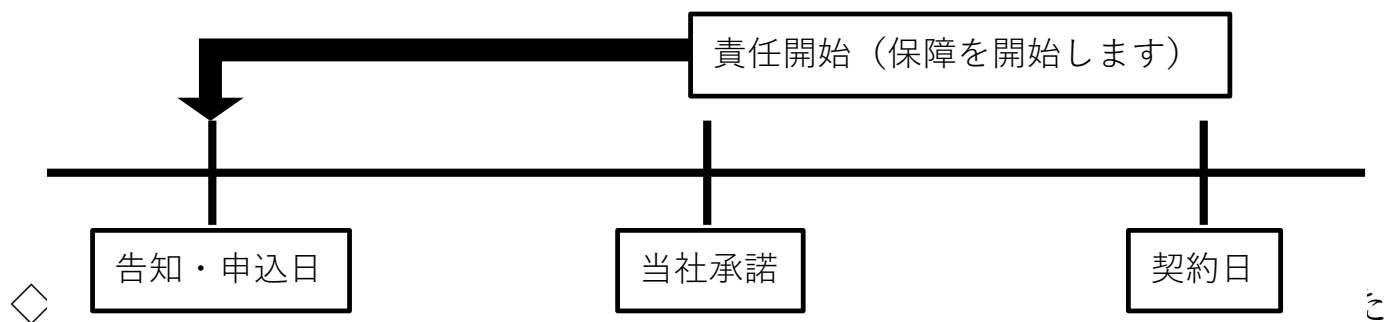
- ◇ 告知いただく事項は、告知を入力いただく画面に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、保険契約締結日から5年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- ◇ ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。（告知義務違反による解除の対象外となる5年経過後にもご契約が詐欺による取消しとなることがあります。）

傷病歴がある場合のご契約のお引受について

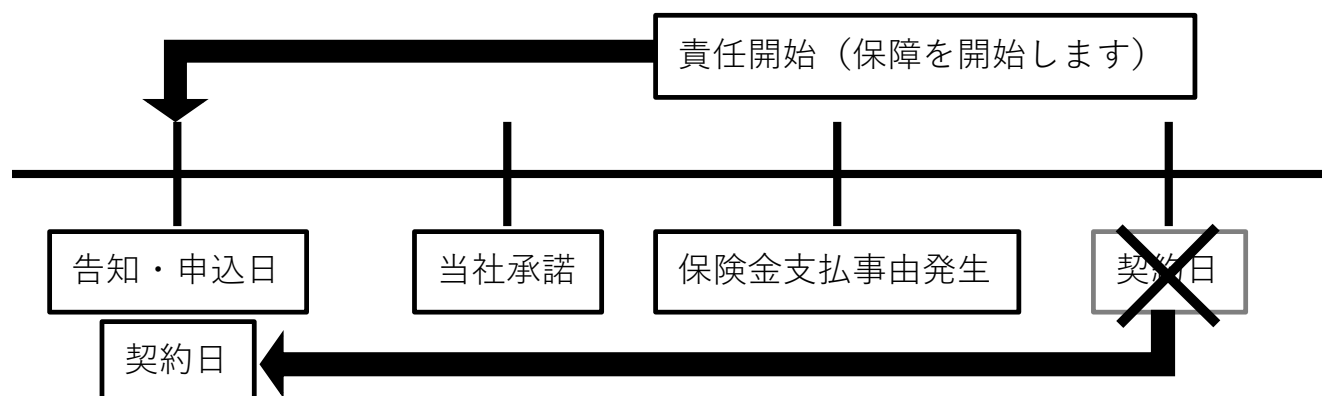
- ◇ 傷病歴等がある場合でも、告知内容等より、お引受の可否を判断いたします。

責任開始期

- ◇ 当社が保険契約のお申込みを承諾した場合には、保険契約のお申込みを受けた時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始期とし、この時から保険契約上の責任を負います。責任開始期の属する月の翌月1日を契約日とし、保険期間は契約日から起算して1年間です。



ときは、責任開始期の属する日が契約日となります。



◇ 当社の募集代理店は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行うもので保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

◇ 責任開始日の属する月の翌々月末日までに第1回保険料の払込みがない場合には、ご契約は無効となります。

保険金が支払われない主な場合

◇ 次のような場合には、保険金のお支払いができないことがあります。

- ・支払事由に該当しない場合（例：責任開始期前に生じたケガや病気を原因とする場合等）
- ・告知義務違反によりご契約が解除された場合

- ・詐欺によるものとしてご契約が取消しとなった場合
- ・不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合
- ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者・被保険者・保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約が解除された場合
- ・保険料の払込みがなかったため、ご契約が失効している場合
- ・次のいずれかに該当する事由によって生じた病気やケガで入院した場合
 - ① 地震、噴火または津波、戦争、その他の変乱
 - ② 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の犯罪行為
 - ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転している間に生じた事故
 - ⑧ 被保険者の薬物依存
 - ⑨ 原因の如何を問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの
- ◇ 保険金のお支払いができない場合の詳細は、「普通保険約款・特約」に記載していますので、必ずご確認ください。また、当社ホームページもあわせてご覧ください。

保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活

- ◇ 第1回保険料の払込猶予期間は、責任開始期の属する月の翌々月末日

までです。払込猶予期間末日までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合、保険契約は無効とします。ただし、払込猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき保険金から未払込保険料を差し引きます。

- ◇ 第2回以降の保険料の払込猶予期間は、月単位の契約応当日の属する月の翌月末日までです。払込猶予期間末日までに払い込まれるべき保険料の払込みがない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日に失効します。ただし、払込猶予期間満了日までに保険金の支払事由が生じた場合には、その支払うべき保険金から未払込保険料を差し引きます。
- ◇ ご契約が失効した場合、契約の復活はできません。

保険会社の業務または財産の状況が変化した場合

- ◇ 保険料の計算基礎に著しく影響を及ぼす事象が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払が想定外に増加し、保険金支払のための当社財源が不足する場合は、保険金を削減して支払うことがあります。
- ◇ 当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

指定紛争解決機関（指定 ADR 機関）

- ◇ 当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談いただくことも可能です。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日祝、年末年始休業期間を除く)

更新時の取扱いについて

- ◇ 保険期間満了日の 2 か月前までに保険契約者に更新後の契約内容を通知します。保険契約者から保険期間満了日の 1 か月前までに更新を希望されない旨のお申し出がない場合、保険契約は自動的に更新されます。更新後の保険契約には、更新時の被保険者の年齢、普通保険約款・特約および保険料率が適用されます。
- ◇ 更新を希望されない場合は、保険期間満了日の 1 か月前までに必ず当社へお申し出ください。
- ◇ 当社は、収支状況に変化が生じ、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、更新時の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、あらかじめ保険契約者に通知をしたうえで、保険契約を更新しない場合があります。

少額短期保険業者について

- ◇ 当社は、保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者がお引受できる保険契約については、次のような制限があります。
 - ① 第三分野（医療保険等）は保険期間 1 年以下、保険金額が通算 80 万円以下となります。
 - ② 1 被保険者についてお引受できるすべての保険の保険金額の合計は 1,000 万円が上限となります。
 - ③ 1 保険契約者についてお引受できる保険金額の総額は、第三分野（医療保険等）では通算 8,000 万円が上限となります。

ご契約の乗換えについて

- ◇ 現在ご契約の生命保険契約等を解約・減額したうえで新たな保険契約のお申込みをする場合、次の事項について保険契約者にとって不利益となることがありますのでご注意ください。
- ・多くの場合、解約、減額をしたときの返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約したときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
 - ・新たな保険契約のお申込みにあたっては告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たな保険契約のお引受ができなかったり、その告知をしなかったために新たな保険契約を解除することや詐欺による取消しになる場合もあります。
 - ・新たな保険契約については、入院等の原因となる病気やケガが責任開始期前に生じている場合等には、保険金のお支払いができないことがあります。

個人情報の取扱いについて

- ◇ 当社（あんしん少額短期保険株式会社）は、お客さまから信頼される少額短期保険業者を目指し、当社がお預かりしている個人情報および個人番号（以下、「個人情報等」といいます。）の取扱いに関する方針「プライバシーポリシー」を当社ホームページに掲載しています。
- 詳細は[当社ホームページ](#)にてご確認ください。

◇ 個人情報等の利用目的

当社は、お預かりしている個人情報等を、次の目的のために利用し、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いを行いません。

ん。また、そのための必要な措置を講じます。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供・維持管理^(※)
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービス等の開発・充実^(※)
- (4) その他上記業務に関連・付随する業務

※お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、グループ会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズに応じた各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

ただし、個人番号および特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、次に掲げる事務に必要な範囲でのみ取り扱うこととし、その範囲外で取得、利用または第三者提供を行うことはありません。

- ① 源泉徴収票・支払調書作成事務
- ② 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- ③ 前各号に掲げる事務以外の、法令に定める個人番号関係事務等

【機微（センシティブ）情報の取扱いについて】

保健医療情報などの「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(個人情報保護委員会・金融庁)第5条1項」に定める機微（センシティブ）情報は、「保険業法施行規則第211条の33」にて準用される「保険業法施行規則第53条の10」により、保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から、お客さま等の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

当社は、機微（センシティブ）情報について、個人情報保護法その他の法令およびガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供いたしません。

◇ 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除き、取得した個人情報を第三者に開示、提供を行いません。

- （１）法令に基づく場合
 - （２）ご本人が同意されている場合
 - （３）ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合
 - （４）法令により要請され、かつ当社が開示を妥当だと判断した場合
 - （５）再保険の手配等、当社の業務遂行上必要な範囲で提供する場合
 - （６）当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
 - （７）個人情報保護法により、ご本人の同意を得ずに提供が認められている場合
- ただし、特定個人情報については番号法で定める場合を除き、第三者に提供いたしません。

◇ 個人情報等取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報等に関する取扱いを第三者へ委託することがあります。委託する場合には、委託先の選定基準を定め、定期的又は随時に委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

委託先の選定にあたっては、委託先における個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況、ならびに委託先から再委託する場合の再委託先の個人データの安全管理に係る実施体制の整備状況に係る基準を

定め、これを遵守します。

支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者及び、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、[一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ](#)をご参照ください。

当社への相談・苦情・問合せ

ご不明な点がございましたら、以下の「お問い合わせフォーム」もしくは「0120-555-061」からお問合せください。

[あんしん少額短期保険株式会社 お問い合わせフォーム](#)

※保険の解約および保険金請求は、下記のリンク先からお問合せ下さい。

■[解約及び各種変更お手続き](#)

■[保険金給付金請求](#)

あんしん少額短期保険株式会社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-7
東通ビル 8 階
<https://www.ansin-ssi.com/>